

地方公営企業法の一部適用と全部適用の比較

No.		一部適用（現在の形態）	全部適用
①	法の適用のあり方	地方公営企業法の財務規定等のみ適用	地方公営企業法の財務規定等だけでなく、企業管理者の設置や組織、人事労務（職員の身分取扱い）に関する規定等地方公営企業法の全部を適用 ○当院の場合は病院事業管理者を「企業長」という。
②	開設者	地方公共団体	
③	運営責任者	地方公共団体の長	企業長 ○地方公共団体の長が任命（常勤、任期4年、特別職地方公務員） ○地方公共団体の業務執行権と代表権を有し、当該業務の執行に関し当該地方公共団体を代表する。（予算の調整等一部を除く） ○組織の設置、職員の任命、給与等の身分取扱い、予算の原案説明書作成、資産管理、購入、処分、契約の締結、労働協約の締結
④	医療法上の病院管理者（院長）	地方公共団体の長が任命する医師	企業長が任命する者
⑤	地方公共団体の長との関係	規約や設置条例で地方公営企業の設置及び経営の基本を定め、その他は地方公地方公共団体の長が規則等で制定。	○規約や設置条例で地方公営企業の設置及び経営の基本を定め、その他は企業長が企業管理規程で制定。 ○地方公共団体の長は、地方公営企業に係る予算の調整、議会への議案を提出、過料賦課等の権限を留保 ○地方公共団体の長は、日常の業務の執行に関し、出納取扱い金融機関の指定に係る同意等、法定事項に限り関与する。 ○地方公共団体の長は、地方公営企業の業務と地方公共団体の他の事務との間の調整を図るため、必要があるときは、地方公営企業の業務の執行について必要な指示をすることができる。
⑥	議会の関与	地方公営企業の設置、予算の議決、決算の認定、料金に係る条例制定など	

No.		一部適用（現在の形態）	全部適用
⑦	内部組織	設置条例で設置及び経営の基本を定め、その他は地方公共団体の長が規則等制定。	設置及び経営の基本を定め、その他は企業長が企業管理規程で制定
⑧	職員の任命	地方公共団体の長が任命	企業長が任命
⑨	職員の身分	地方公務員 （職員団体の結成可、当局との協定締結可。但し、法的拘束力ない）	地方公務員 （企業職員、労働組合の結成、団結権、団体交渉権が認められるが争議権は認められない） ○苦情処理共同調整会議の設置
⑩	職員の給与	地方公務員と同様に給与の額及び支給方法は条例で定められる。 ○人事院勧告勸の対象 ・ 給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。 ・ 給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事業を考慮して定められなければならない。	一部適用のときの要件に加え、地方公営企業の経営状況その他の事情等を考慮して、企業独自の給料表を設定可 ○人事院勧告勸の対象外 ○給与の種類及び基準を条例で制定 ○給与の額及び支給方法等の詳細は、労働協約、企業管理規程等による（条件等は法律及び条例に基づき労働協議を経て企業長が決定）
⑪	一般会計からの繰入	○地方公営企業法に基づき、負担金、補助金として繰入可	